

委託業務特記仕様書

第1条 目 的

本仕様書は、国土交通省那賀川河川事務所長が保管する「排水ポンプユニット」の運搬及び操作に関する業務を徳島県南部総合県民局長（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）に委託するにあたり、必要となる事項を定めたものである。

第2条 用 途

排水ポンプユニットの用途は、次のとおりとする。

- 1 排水ポンプユニットの実運搬操作
- 2 排水ポンプユニットの操作訓練

第3条 業務実施範囲

当該業務の実施範囲は、次のとおりとする。

- 1 阿南市加茂町カハヤ 加茂谷川樋門右岸

第4条 業務内容

甲が、乙に委託する業務の内容は、次のとおりとする。

なお、乙は、業務の実施にあたっては、道路車両運送法、道路交通法等車両の運行に係る関係法令及び甲の指示事項を遵守し、排水ポンプユニットの導入目的及び用途を考慮の上、誠意をもって適切に遂行することとする。

また、排水ポンプユニットの目的地への運搬は、乙の用意する運搬用車両により行うこと。
業務内容については次のとおりである。

1 排水ポンプユニットの実運搬操作業務

出水時において、浸水被害発生箇所における排水作業を行うこととする。

なお、目的地については甲において指定することとし、乙は、甲が指定した目的地において業務を遂行することとする。

また、当年度内にポンプユニットを複数回操作する必要がある場合は、出勤実績に応じて変更契約を行うこととする。

（1）運搬

① 往路

乙は、甲が指定する目的地まで排水ポンプユニットを運搬することとする。

なお、排水ポンプユニットは乙において運搬用車両に積載すること。出発前には、目的地までの搬送及び目的地において実施される作業等が円滑に行われるよう、あらかじめ準備しておくこと。

また、目的地の状況により人力によるポンプ等の設置が困難であると予想される場合は、クレーン車を準備し、排水ポンプユニットとともに目的地まで搬送することとする。

なお、クレーン車準備費用については変更契約の対象とする。

② 目的地

乙は、甲が指定する場所に車両等を駐車することとする。

なお、乙は、甲が必要と認めたときは何時でも甲の指示により車両等を移動させることができるよう、体制を確保すること。

③ 復路

甲が指示した業務が完了した場合は、甲の指示により、乙は速やかに排水ポンプユニットを保管場所へ搬送し、安全に格納することとする。

なお、格納前に燃料の補給、使用した機器の点検、清掃、外装の洗浄等を済ませておくこと。

(2) 設営

甲が指定する目的地に排水ポンプユニットが到着したときには、乙は、甲が指定する職員の指示に従い、指定された位置に車両を駐車させた上、次の業務を行うこととする。

- ・ブルーシートの布設
- ・クレーン車の設置
- ・ポンプ、ホース等の設置
- ・ポンプの操作

(3) 撤収

甲が指示する業務が終了したのちは、速やかに次の業務を行うこととする。

また、「排水ポンプユニット運搬・操作記録用紙」に必要事項を記入し、甲に提出することとする。

- ・クレーン車の撤去
- ・ポンプ、ホース等使用した資機材の片づけ
- ・使用資機材の清掃
- ・排水ポンプユニットの格納
- ・使用機器の点検

2 排水ポンプユニットの操作訓練業務

実運搬操作前に排水ポンプユニットの操作訓練を実施することとし、詳細については実施前に甲乙協議することとする。

なお、訓練の実施にあたっては、会場まで排水ポンプユニットを安全に運搬し、到着後速やかに実施できるよう、あらかじめ準備しておくこと。

- ・排水ポンプユニットの搬送
- ・クレーン車の設置
- ・ブルーシートの布設
- ・ポンプ、ホース等の設置
- ・出水時における実操作を想定したポンプの操作
- ・訓練終了後における使用機器の点検
- ・保管場所への格納

第5条 業務遂行体制

1 乙は、安全な業務遂行の観点から、労働基準法、道路車両運送法、道路交通法等関係法令を遵守し、余裕をもって運転手、作業員等の手配等を行うこととする。

2 甲乙両者の連絡については、携帯電話によることとする。

乙は、排水ポンプユニットの運搬業務に従事する者に対して、連絡用の携帯を常時携帯させ、甲との連絡に供することとする。

3 乙は、甲及び関係機関との連絡を密にし、緊急時の対応が迅速に行える体制を確保することとする。

第6条 緊急出動時の連絡体制等

- 1 乙は、甲が指定する職員から、緊急的な業務実施の要請があった場合、直ちに出勤が可能な体制を確保しておくこととする。
- 2 乙は、緊急連絡体制を整備の上、甲に報告することとする。これに変更があった場合も、同様とする。

第7条 燃料及び消耗品の取り扱いについて

- 1 燃料は、使用後乙において補給を行う。
- 2 機器の使用により交換を必要とする消耗品がある場合には、乙において交換する。
- 3 上記の燃料及び消耗品に要する費用については県の負担とし、甲において支払うこととする。

第8条 運転記録等

乙は、甲からの出勤指示により排水ポンプユニットを目的地まで運搬し操作した際は、別紙「排水ポンプユニット運搬・操作記録用紙」により運転記録等を速やかに甲に提出することとする。

第9条 事故処理

乙は、業務の実施に当たって交通事故等が発生したときは、直ちにその状況を甲に報告するとともに、速やかに事故等の処理を行い、かつ、これに伴う一切の費用を乙が負担する。

第10条 その他

- 1 乙は、この仕様書に明記されていない事項であっても、排水ポンプユニットの運搬に際し必要となる事項については、乙の責任において処理することとする。

[別 紙]

排水ポンプユニット運搬・操作記録用紙

出動箇所	河 川 名					
	住 所					
出動等日時	出 動	年	月	日	時	分
	現 地 到 着	年	月	日	時	分
	ポ ン プ 起 動	年	月	日	時	分
	ポ ン プ 停 止	年	月	日	時	分
	車 庫 返 納	年	月	日	時	分
出動業者名						
記 録 者	所 属	職	氏 名			
出 動 者						
クレーン車	種 類					
	稼 働 回 数	回				
	稼 働 時 間	時間 分				
使用資機材						
気 象 等 現場の状況						
機器等の 破損状況						
備 考						